

母子世帯の住宅問題

神戸学院大学
田宮 遊子

1. はじめに

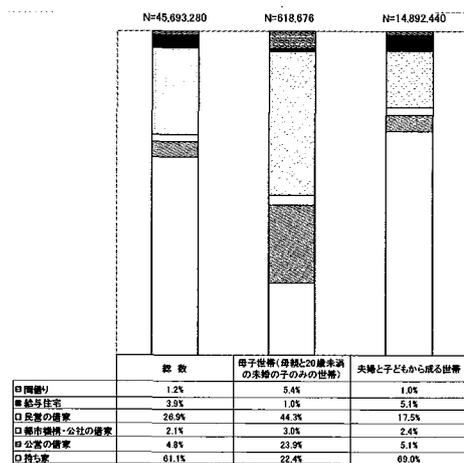
現在の日本において、母子世帯が増加傾向にあるとともに、深刻な貧困状態におかれている。母子世帯の実態を5年ごとに調査している「全国母子世帯等調査」によれば、母子世帯総数は1998年の95万世帯から2003年の123万世帯へと、28万世帯増加した(増加率約29%)。また、OECD(経済協力開発機構)が2006年7月に発表した「対日経済審査報告書」(OECD、2006)によれば、母子世帯の貧困率(注1)(2000年)は58%と、OECD平均の21%をはるかに上回っていた。この日本の母子世帯の貧困の特徴は他のOECD諸国とは著しく異なっている。すなわち、日本の母子世帯はきわめて就業率が高いにもかかわらず、OECD26か国中、日本とトルコのみ、就業している母子世帯の貧困率が就業していない母子世帯の貧困率よりも高い(前掲書、Figure4.6.)。つまり、一般に就業することが貧困を回避する手段になり得るはずであるのに、日本では必ずしもそうではないのである。

このように、母子世帯は独力で仕事と子育てをする中で、きわめて貧困に陥るリスクが高い。そうした苦しい生活の中で、母子世帯は、後述するように、他の子育て世帯と比べて住居費がとくに重い負担となっている現実がある。母子世帯にとって、仕事と子育ての両立を無理なく可能とするために、職場や、子どもの保育園・学校・学童などに近い便利な場所にあり、かつ、生活費を圧迫しない程度の住居費負担で済む住宅の確保が、喫緊の課題であるといえる。以下、母子世帯の住宅の現状について、いくつかのデータを用いて検討したうえで、住宅政策に関する課題について言及する。

2. 母子世帯の住宅の現状

2-1 母子世帯の住宅の形態

まず、母子世帯の住居の形態をみていく。2000年の「国勢調査」から、母子世帯の住居形態を「全体」と「夫婦と子どもから成る世帯」とで比較したのが図1である。母子世帯の住居の形態は、持ち家が22.4%と、全体、及び、夫婦と子どもから成る世帯と比べて、その割合が極めて低く、7割以上が借家に居住している。借家のなかでも民営の借家が44.3%であり、また、公営の借家が23.9%と約4分の1を占めていることが特徴的である。そして、企業福祉として提供される社宅等の給与住宅の割合は1.0%であり、夫婦と子どもから成る世帯の5.1%と比べて低い。全体ではごく少数の「間借り」という形態も、母子世帯の場合5.4%存在している。



資料出所：総務省統計局「2000年国勢調査」より筆者作成

図1 母子世帯と夫婦と子ども世帯の住宅の形態

ただし、母子世帯として単純にひとまとめにして判断することはできない。母子世帯となる経路は、夫との死別、離別、未婚の三つに分けられる。現在、離別が80%

を占め、次いで死別12%、未婚が6%となっている(「2003年全国母子世帯等調査」)。そして、同調査によれば、死別母子世帯と離婚・未婚を合わせた生別母子世帯とは、持ち家の割合に大きな違いが見られる。すなわち、死別母子世帯は持ち家の割合が57.5%と過半数を占めているのに対し、生別母子世帯は15.6%と低く、民間の借家や公営住宅への居住割合が高くなる(図2)。これは、死別母子世帯の場合は母子世帯になる前に居住する持ち家を継承して住み続ける一方で、離別母子世帯の場合は、離婚前の住居が持ち家であったとしてもそれを継承せず、離婚に伴い転居する傾向にあるためであると推察できる。たとえば、葛西リサが実施した母子世帯240世帯への調査によれば、母子世帯になったことを機に転居した割合は、死別母子世帯が43.2%であるのに対し、

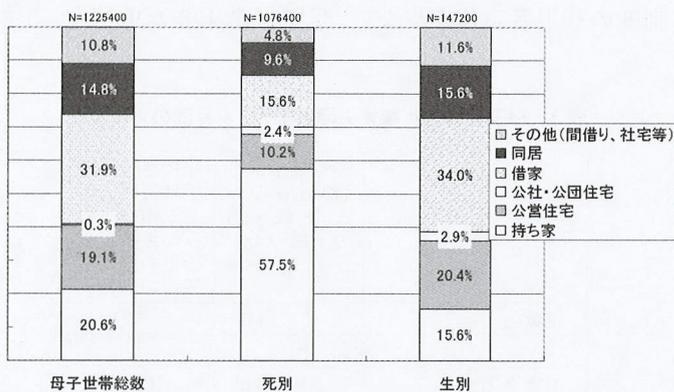
生別母子世帯では79.6%の高い割合であったことが明らかにされている(葛西2006)。

2-2 母子世帯の住宅の形態

次に、母子世帯の住宅の広さについてみていこう。母子世帯の住宅の広さを住宅の形態別に、一般世帯との比較をしたものが表1である。一人当たりの延べ面積をみると、一般世帯、母子世帯ともに面積が広いのが持ち家で、社宅などの給与住宅がそれに続き、最も狭いのは、公団・公社の借家となっている。一人当たり延べ面積について、一般世帯を100としたときの母子世帯の面積をみると、いずれの住宅の形態においても、母子世帯の住宅は一般と比べて狭いことがわかる。とくに、民間の借家の場合において狭く、一般世帯の8割の広さしかない。母子世帯は持ち家や給与住宅といったどの住居形態でも面積が狭く、広い面積の住宅の割合が低く、民間、公営の借家といった、広さの点で条件の悪い住宅に集中する傾向がある。そのため、総じて一般世帯の7割弱の広さしか確保できていない。

2-3 母子世帯の消費支出に占める家賃

さらに、母子世帯の家計から住宅支出費の傾向をみてみる。2004年の「全国消費実態調査」から、勤労母子世帯(ここでは、勤労者の母と18歳未満の未婚の子のいる世帯)と片稼ぎ夫婦と子世帯(夫婦と未婚の子のみの世帯で世帯主のみが勤労者の世帯)の1ヶ月の収入と支出を比較したのが表2である。勤労収入と社会保障給付等を加えた実収入をみると、母子世帯21.8万円、片稼ぎ夫婦と子世帯44.9万円と、前者は後者のおよそ



資料出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「2003年度 全国母子世帯等調査結果報告」より筆者作成

図2 母子世帯になった理由別住宅の形態

表1 母子世帯と一般世帯の住宅の形態別面積

		世帯総数 (人)	人員総数 (人)	世帯当たり 人員 (人)	1世帯当たり 延べ面積 (m ²)	1人当たり 延べ面積 (m ²)	一般世帯を 100とした ときの面積
一般世帯	総数	45,693,280	123,490,393	2.7	91.3	33.8	
	持ち家	27,905,128	87,128,976	3.1	120.5	38.6	
	公営の借家	2,190,042	5,532,323	2.5	51.8	20.5	
	公団・公社の借家	952,360	2,301,985	2.4	48.9	20.2	
	民間の借家	12,297,660	22,989,984	1.9	42.3	22.6	
	給与住宅	1,799,009	4,372,112	2.4	57.3	23.6	
	間借り	549,081	1,165,013	2.1	46.3	21.8	
母子世帯 (母親と 20歳未 満の未 婚の子 のみの 世帯)	総数	618,676	1,634,433	2.6	60.6	23.0	68
	持ち家	138,526	368,090	2.7	97.5	36.7	95
	公営の借家	148,080	396,810	2.7	53.5	20.0	98
	公団・公社の借家	18,665	48,670	2.6	47.0	18.0	89
	民間の借家	274,052	717,653	2.6	47.8	18.3	81
	給与住宅	6,152	15,887	2.6	59.1	22.9	97
	間借り	33,201	87,323	2.6	52.3	19.9	91

資料出所：総務省統計局「2000年国勢調査」より筆者作成

50%のきわめて低い水準である。一方、消費支出はそれぞれ19.1万円、31.2万円と、母子世帯は片稼ぎ夫婦と子世帯の60%程度の水準となっている。そして、可処分所得に対する消費支出の割合を示した消費性向は、母子世帯ではほぼ100%となっている。

次に、勤労母子世帯と片稼ぎ夫婦世帯の消費支出の項目を示したのが表3である。これによれば、母子世帯は片稼ぎ夫婦世帯に比べ、基礎的支出である食料、住居、光熱・水道費の比重が高く、保健医療、交通・通信、教育、教養・娯楽、その他の消費支出などの周辺の支出の比重が低くなっている。とりわけ、住居のための支出が全体に占める割合は、13.4%と食料に次いで高い。片稼ぎ世帯では、食料の割合が高いのは母子世帯と同様であるが、2番目に比重が高いのは交通・通信の14.8%であり、住居のための支出は6.8%と母子世帯の2分の1の割合である。母子世帯は、持ち家割合が低いだけでなく、収入自体が低い。少ない収入で賃貸住宅に居住しているために、母子世帯の住居支出の比重が他の世帯よりも高くなるといえる。

表2 母子世帯と片稼ぎ夫婦世帯の1ヶ月の収入と支出

	勤労母子世帯 (勤労者の母と18歳未満の未婚の子の世帯)	片稼ぎ夫婦と子世帯(夫婦と未婚の子のみの世帯で世帯主のみが勤労者の世帯)
世帯数	449	7,841
世帯人員(人)	2.6	3.8
世帯主の年齢(歳)	38.2	40.3
持ち家率(現住居)(%)	31.4	62.3
実収入(円)	a	217,676
実収入以外の収入(円)		448,560
可処分所得(円)	a-c	193,015
実支出(円)		378,524
消費支出(円)	b	215,970
消費支出(円)		381,707
非消費支出(円)	c	191,309
非消費支出(円)		311,671
実支出以外の支出(円)		24,661
実支出以外の支出(円)		70,036
平均消費性向(%)	b/(a-c)	99.1
平均消費性向(%)		82.3

資料出所：総務省統計局「2004年全国消費実態調査」より筆者作成

3. 母子世帯への住宅保障

上でみてきたように、母子世帯の住宅状況は他の世帯と比べて、持ち家率が低く、住居面積が狭く、消費支出に占める家賃負担が重いなど、厳しいものとなっている。では、こうした母子世帯の住宅問題に対して、どのような政策的支援が提供されているのだろうか。

3-1 住宅費の保障

母子世帯は、収入が低く、かつ、消費性向が100%近いことから、一般の持ち家支援策は利用可能性が低い。そこで、母子世帯向けの制度としては、住宅費を保障・援助するものとして、母子寡婦福祉法で定められている母子寡婦福祉資金貸付金のなかに、住宅資金と転宅資金の貸付制度がある。前者は、住宅建設・購入・補修等に必要資金を最大150万円まで借りることができる。後者は、賃貸住宅に入居するために必要資金を最大26万円まで借りることができる。いずれも、年3%の利子がつき、前者は6年以内、後者は3年以内に返済しなければならない。ただし、この制度の利用実績は芳しくない(表4)。2003年度の住宅資金利用者は78人、転宅資金利用者は1540人であり、両者をあわせて貸付金制度利用者全体の3%に満たない。そもそも、この貸付金制度の利用者自体が少ない。母子世帯123万世帯中、5.8

表3 母子世帯と片稼ぎ夫婦世帯の1ヶ月間の消費支出

	勤労母子世帯 (勤労者の母と18歳未満の未婚の子の世帯)	片稼ぎ夫婦と子世帯(夫婦と未婚の子のみの世帯で世帯主のみが勤労者の世帯)
総数(人)	449	7,841
金額(円)		
消費支出	191,309	311,671
食料	47,079	69,783
住居	25,618	21,295
家賃	24,735	18,523
光熱・水道	13,155	18,356
家具・家事用品	5,097	9,105
被服及び履物	9,790	13,805
保健医療	5,160	12,125
交通・通信	25,155	46,126
教育	15,720	28,445
教養娯楽	18,421	32,378
その他の消費支出	26,112	60,254
割合(%)		
消費支出	100.0%	100.0%
食料	24.6%	22.4%
住居	13.4%	6.8%
家賃	12.9%	5.9%
光熱・水道	6.9%	5.9%
家具・家事用品	2.7%	2.9%
被服及び履物	5.1%	4.4%
保健医療	2.7%	3.9%
交通・通信	13.1%	14.8%
教育	8.2%	9.1%
教養娯楽	9.6%	10.4%
その他の消費支出	13.6%	19.3%

資料出所：総務省統計局「2004年全国消費実態調査」より筆者作成

表4 母子福祉資金貸付状況（2003年度）

	合計	事業開始 資金	事業継続 資金	修学資金	技能習得 資金	修業資金	就職支度 資金	医療介護 資金	生活資金	住宅資金	転宅資金	就学支度 資金	結婚資金	児童扶養 資金
実数														
人員(人)	57,877	106	45	38,296	1,264	1,067	182	69	2,041	78	1,540	12,701	11	477
金額(千円)	23,496,252	217,152	54,930	17,652,555	487,577	451,225	38,616	13,135	805,266	68,953	358,003	3,309,279	3,150	36,411
構成比														
人員	100.00%	0.18%	0.08%	66.17%	2.18%	1.84%	0.31%	0.12%	3.53%	0.13%	2.66%	21.94%	0.02%	0.82%
金額	100.00%	0.92%	0.23%	75.13%	2.08%	1.92%	0.16%	0.06%	3.43%	0.29%	1.52%	14.08%	0.01%	0.15%

資料出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ、国立社会保障人口問題研究所編『2005年版社会保障統計年報』

万人が利用したのであるから、5%に満たない利用者数であった。

また、直接住宅費を保障するのではないが、母子世帯が住宅費に充てることのできる所得保障として児童扶養手当がある。同手当は、年収130万円以下の場合、満額の月額41,720円、年収が365万円の場合、最低額の9,850円、年収が130万円から365万円までの間にある場合は、収入に応じて10円きざみに逓減して支給される。手当受給者は、2005年度末で94万人であり、母子世帯の多くが受給している。就労していながらも貧困率の高い日本の母子世帯にとって、児童扶養手当は非常に重要な現金給付である。しかしながら、2008年度以降には、手当の受給期間が5年を超える場合、一定率（最大2分の1）を減額するという手当の削減が予定されている。

さらに、生活困窮世帯は生活保護を利用することが可能であり、そのなかで家賃等の住居費が支給される（住宅扶助）。生活保護を受給している母子世帯は14.0%（2004年）であった。ただし、生活保護の受給資格のある人のうち、どれだけの人が生活保護を実際に受給することができるか（捕捉率）という点に関して、複数の研究者の推計によると、低くて10%前後から高くても40%前後とされている。つまり、生活保護を受給できる人の過半数が制度から抜け落ちているのが現状である。

3-2 住宅費以外への保障

次に、住宅費以外の支援をみていこう。まず、公営住宅や公団住宅への優先入居の規定が挙げられる。母子世帯向けの戸数枠を設定したり、当選倍率を優遇するという取り扱いが行われている。これらは、公営住宅法で1951年から、また、1964年に成立した母子寡婦福祉法においても明文化され、現在に至っている（母子寡婦福祉法令研究会、2004）。公営住宅に居住する母子世帯は、

図1や2でみたように、20%前後と、他世帯よりも高い割合を占めている。しかしながら、公営住宅への入所ニーズは依然高く、それに対して住宅提供が追いついていないことが指摘されている（葛西、前掲書）。

また、母子世帯が利用できるものとして、住居の提供と自立支援を行う母子生活支援施設がある。これは児童福祉法に定められた入所型の施設で、2004年度末段階で全国287ヶ所あり、定員5,611世帯に対し、4,297世帯が入所している（入所率77%）（注2）。同施設への入所理由をみると、約半数が夫等の暴力となっており（注3）、単に住宅に困っているという理由での利用は難しい。

4. まとめにかえて

以上のように、母子世帯の住宅の現状は、持ち家率がきわめて低く、民間賃貸住宅の居住者が多い。その結果、住居面積が比較的狭く、家賃負担も重くなる。また、母子世帯の所得の低さから、なおいっそう、家賃の負担が家計に重くのしかかっている。これに対して、政策的支援は十分機能しているだろうか。住宅費にあてることが可能な貸付金や所得保障制度、公営住宅への入居優遇措置や、入所施設があるが、対象者がきわめて限定されていたり、また、児童扶養手当のように削減される予定のものもある。総じて、母子世帯の住宅問題への政策的支援は、手薄であるのが現状である。

注

1 ここでの貧困率とは、全世帯の可処分所得（収入から税や社会保険料を引いたもの）の中央値（全世帯の所得を順に並べたときの中間にあたる所得）の50%未満の世帯の割合のこと。

2 厚生労働省「2004年度福祉行政報告例」

3 厚生労働省「平成17年度 母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」

参考文献

泉原美佐、(2005)、「住宅からみた高齢女性の貧困—「持ち家」中心の福祉社会と女性のハウジング・ヒストリー—」、岩田正美・西澤晃

彦編、『貧困と社会的排除』、ミネルヴァ書房
葛西リサ、(2006)、「母子世帯の住宅政策」、塩崎賢明編、『住宅政策の再生』、日本経済評論社
田端光美、(1993)、「女性の自立と居住保障」社会保障研究所編、(1993)、
『女性と社会保障』東京大学出版会
母子寡婦福祉法令研究会編、(2004)、『総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて』、ぎょうせい
OECD、(2006)、OECD Economic Surveys Japan